

令和3年3月25日

第147回 遠野市農業委員会総会議事録

第147回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和3年3月16日
告示番号 遠野市農業委員会告示第4号
会議年月日 令和3年3月25日
会議の場所 遠野市役所本庁舎大会議室
出席委員 1番 田中ナオ子、2番 菅田ツヤ子、3番 多田靖志、4番 藤田優一、
5番 菊池秀樹、6番 古屋敷徳夫、7番 綱木秀治、8番 菊池久康、
9番 菊池靖、10番 鈴木重徳、11番 鬼原壽一、12番 佐々木義弘、
13番 佐々木泰文、14番 奥寺晴夫、15番 多田登、16番 小向幸子、
17番 河内克倫、18番 奥友康悦、19番 千葉勝義

会議に出席した職員 事務局長 佐々木 徹
事務局次長兼
農業振興係長 菊池 今英
農地係長 多田 由香子

本日の案件 第147回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告に
ついて
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条によ
る届出について
報告第4号 農政専門委員会に付議した事項について
議案第93号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に
対する可否決定について
議案第94号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す
る可否決定について
議案第95号 遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせ
ん委員の指名について
議案第96号 農用地利用集積計画の決定について
議案第97号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定
について
議案第98号 農地の権利取得に必要な下限面積（別段の面積）の設定につ
いて
議案第99号 令和3年度遠野市農業委員会事業計画（案）等について
地区担当割の変更について
開会時刻 午後1時30分

議 長	<p>本日は、お忙しい中参集いただきましてありがとうございます。ただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を3番、多田靖志委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議 長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は19名であります。定足数に達しましたので第147回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。</p>
議 長	<p>【会長報告】 会長として出席いたしました会議等の内容について、報告いたします。報告書をご覧くださいと思います。 2月22日から3月12日まで、令和3年3月遠野市議会定例会に出席してごさいます。 2月26日、遠野ホップ農業協同組合第56回通常総会並びに生産振興共進会に参加してごさいます。 3月19日、これには記載してごさいませんが、遠野市私有林経営審議会に参加してごさいます。内容に関してですが、遠野市私有林の経営に関する第13次計画の策定について協議してごさいます。 以上です。</p>
議 長	<p>【事務事業経過報告】 今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>事業経過報告をご覧ください。 3月1日、退任される農地利用最適化推進委員への感謝状贈呈式がありました。そして、遠野市農業委員会委員全員協議会が開催されております。 3月2日、任期満了に伴う遠野市農業委員会委員への感謝状贈呈式並びに新たに任命する遠野市農業委員会委員辞令交付式がありました。そして、第146回総会が開催され、その後、新任農地利用最適化推進委員への辞令交付式並びに活動等説明会が開催されております。 3月5日、アスト通信放送収録日でした。 3月10日、農地法等申請締切日でした。そして、令和2年度個人経営の法人化に係る研修会。そして、アスト通信の放送日でした。 3月11日、家族経営協定推進セミナーが盛岡市で開催され、農業委員さん、推進委員さん方が参加されております。 3月15日、農地転用等現地確認調査を行いました。 3月16日、令和2年度第2回女性農業委員・農地利用最適化推進委員業務検討会を開催しております。 3月17日、令和2年度第2回新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が盛岡市で開催されておまして、遠野市から17名参加しております。 3月18日、農業委員会だよりを発行しております。 3月19日、第3回農政専門委員会を開催しました。 3月23日、第12回運営委員会を開催しております。 本日、総会。この後、第5回検討会を開催します。 3月26日以降の主な行事予定です。 3月31日、退職者辞令交付式。 4月1日、人事異動に伴う辞令交付式。 4月12日、農地法等申請締切日。 4月16日、現地確認調査。 4月22日、令和3年度第1回遠野市農業委員会運営委員会。 4月26日、第148回遠野市農業委員会総会。その後、令和3年度第1回遠野市農業</p>

議 長	<p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開します。多田委員、よろしいですか。</p>
15 番 委 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>その他、質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>3ページです。報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出についてです。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出書を受理したので、同要綱第6条の規定により報告するものです。件数は2件です。</p> <p>内容は、2件とも隣地であります。隣同士の土地というものです。その農地が湿田だということで、今回、猿ヶ石川の河川工事で土砂が発生するのでその土砂を盛土して耕作条件を良くするというので、現状変更するものであります。委託施工業者、施工時期等については記載の通りであります。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>報告第4号、農政専門委員会に付議した事項について報告します。令和3年度の事業計画(案)等について、令和3年3月19日に開催した令和2年度第3回の農政専門委員会で協議した結果について、古屋敷徳夫農政専門委員長から報告を受けましたので私の方から総会への報告をいたします。</p> <p>改正農業委員会法施行後2期目の新体制となった「令和3年度の事業計画(案)」では、昨年度、市内11地区で作成された「地域農業マスタープラン(人・農地プラン)」の実現に向けた実践活動(農地の貸借や売買に係る所有者と借り手・買い手との調整から成立までのマッチング)に重点的に取り組んでいくことを基本方針としたこと。また、活発に議論し、国の新たな「食料・農業・農村基本計画」で示された認定農業者等の担い手に中小規模農家などの多様な経営体を加えて、「地域を支える農業経営体」とする連携・協働の取り組みに対しても、相談活動等により関わりを持っていくことを「実践活動」の項目の中に取りまとめたとのことでした。事業計画(案)については、本日、議案第99号としてご審議をいただくこととしております。</p> <p>以上、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づいて報告といたします。農政専門委員会の皆様ご苦労様でした。</p>
議 長	<p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己または同居する親族もしくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので審議には退席を願います。</p>

議 長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に4番、藤田優一委員、5番、菊池秀樹委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>第147回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。</p> <p>法第3条、今月計11件、60,224㎡。</p> <p>利用集積、今月計75件、382,839㎡。</p> <p>法第4条、なしです。</p> <p>法第5条、今月計3件、7,589.10㎡。</p> <p>適用外、なしです。</p> <p>法第18条第6項、今月計4件、27,400㎡。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>【日程第2】</p> <p>日程第2、議案第93号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>6ページ、7ページです。議案第93号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、譲受人は規模拡大のため賃貸借で借り受けるものです。</p> <p>番号2番から番号7番まで、貸人と借人はこれまで基盤法で貸借していましたが、今回、期間満了により農地法3条で貸し借りするものです。これにつきましては、更新にあたって借人が基盤法の要件を満たさなくなったということで、農地法3条での貸し借りとなります。</p> <p>以上7件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>最適化推進委員の昆野裕子です。3月15日、農業委員2名、推進委員2名、事務局2名で現地を確認しました。</p> <p>1番、場所は●●町●●地区です。借受人は規模を拡大してピーマンを栽培する予定です。農地は適切に管理されており何ら問題ないと確認いたしました。</p> <p>2番、場所は●●町●●地区です。借受人は和牛繁殖を中心にした農家であります。農地は適切に管理されておりまして、今までどおり、何ら問題ないと確認いたしました。</p> <p>3番、場所は●●町●●地区です。ここは基盤整備がされておりまして、借受人が耕作し農地も管理されており、新しく3条申請することで何ら問題ないと確認いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>

推進委員	<p>最適化推進委員の山川です。3月15日、農業委員2名、推進委員3名、事務局2名で現地確認しております。</p> <p>4番ですが、●●町の●●集落の●●●●向いのところですが、●●●●に向かって左側でございます。契約更新に伴いまして借受人の後継者がそのまま引き継ぐものであります。水田地帯で周辺も問題なしです。</p> <p>5番ですが、●●●の停留所から北側に500mくらい入った水田地帯でございます。ここは相手方の要請によりまして、今回、借受人の転出によりまして親戚の方をお願いするものでありまして、周辺にも問題はありません。</p>
議長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員	●●地区担当推進班です。3月15日、事務局2名、推進委員3名、農業委員2名で現地確認しました。それぞれ適切に管理されていることを確認しました。以上です。
議長	はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
7番委員	綱木です。確認ですけれども、5番の案件で賃借料が■■■■■円となっておりますが、5年で■■■■■円なのか、年■■■■■円なのか確認です。
農地係長	5番につきましては年■■■■■円です。
議長	綱木委員、よろしいですか。
7番委員	はい。
議長	その他、質疑ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第93号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり「可」と決しました。
	【日程第3】
議長	日程第3、議案第94号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農地係長	<p>8ページです。議案第94号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、父から子への生前一括贈与です。</p> <p>番号2番、譲渡人と譲受人はこれまで基盤法で貸借しておりましたが、譲渡人が労力不足のため、今回、贈与で譲り渡すものです。</p> <p>番号3番、父から子への生前一括贈与です。</p> <p>番号4番、譲渡人が高齢で耕作できなくなったことから、弟に贈与で譲り渡すものです。</p> <p>以上4件、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>

議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p> <p>再開します。</p>
推 進 委 員	<p>15日に、農業委員2名、推進委員1名、事務局2名で現地確認をしました。事務局の説明どおりで何ら問題はございません。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>推進委員の菊池です。3月15日、農業委員1名、推進委員2名、事務局2名で現地確認を行いました。●●●地区の、贈与について、事務局の説明どおり問題ないことを確認しました。以上、報告いたします。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第94号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり「可」と決しました。</p> <p>【日程第4】</p>
議 長	<p>日程第4、議案第95号、「遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>9ページです。議案第95号、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名についてです。農地の権利移動について下記のとおりあっせんの申出があったので、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領第10条の規定により、あっせん委員の指名について、意見を求めるものです。</p> <p>今回、売渡しのあっせんの申出があった内容につきましては、記載されているとおりであります。あっせん委員として奥友康悦委員、佐々木義弘委員を指名するものであります。</p> <p>説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第95号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第95号は原案のとおり「可」と決しました。</p>

議	長	<p>【日程第5】 日程第5、議案第96号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長		<p>10 ページから 23 ページまでです。議案第 96 号、農用地利用集積計画の決定についてです。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき遠野市長より提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は 75 件で、利用権設定の新規が 34 件、更新が 41 件となっています。なお、新規の内 6 件が集積計画一括方式による中間管理権の設定、契約期間は 10 年となっております。</p> <p>10 ページ、全 4 件の内、番号 3 番と 4 番の 2 件が新規の契約です。</p> <p>11 ページ、全 5 件の内、番号 5 番から 7 番までと 9 番の 4 件が新規の契約です。なお、5 番は集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>12 ページ、全 7 件の内、番号 10 番から 13 番までと 16 番の 5 件が新規の契約です。</p> <p>13 ページ、全 6 件の内、番号 18 番と 22 番の 2 件が新規の契約です。なお、18 番は集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>14 ページ、全 6 件の内、番号 27 番と 28 番の 2 件が新規の契約です。</p> <p>15 ページ、全 6 件の内、番号 29 番と 31 番の 2 件が新規の契約です。</p> <p>16 ページ、全 6 件の内、番号 35 番と 40 番の 2 件が新規の契約です。</p> <p>17 ページ、全 4 件の内、番号 42 番と 43 番の 2 件が新規の契約です。なお、42 番は集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>18 ページ、全 6 件の内、番号 45 番と 48 番、49 番の 3 件が新規の契約です。</p> <p>19 ページ、全 5 件の内、番号 53 番が新規の契約です。</p> <p>20 ページ、全 4 件の内、番号 56 番と 57 番、59 番の 3 件が新規の契約です。なお、56 番と 57 番は集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>21 ページ、全 6 件の内、番号 63 番が新規の契約です。</p> <p>22 ページ、全 5 件の内、番号 67 番から 70 番の 4 件が新規の契約です。なお、70 番は集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>23 ページ、全 5 件の内、番号 72 番が新規の契約です。</p> <p>申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていることの各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしく願います。</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。これより質疑に入ります。番号 27 番、44 番、46 番、49 番及び 50 番について、質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>番号 27 番、44 番、46 番、49 番及び 50 番を除く 70 件について、質疑ございませんか。</p>
17 番委員		<p>河内です。番号 16 番について確認です。作物について、牧草で間違いはないか確認お願いします。</p>

事務局次長	失礼いたしました。飼料作物となっております。
議長	その他、質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。 暫時休憩いたします。 (休憩)
議長	会議を再開いたします。 お諮りいたします。議案第96号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第96号は原案のとおり「可」と決しました。 暫時休憩いたします。 (休憩)
議長	会議を再開いたします。
議長	【日程第6】 日程第6、議案第97号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農地係長	24ページです。議案第97号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。 番号1番、農業用施設を整備するための転用であります。申請人は畜産経営を行う法人であり、規模拡大のため、使用貸借により牛舎及び堆肥舎を整備しようとするものです。申請地は現在使用している牛舎と隣接しており申請地以外に替える土地は他にないことから、適地として選定したものであります。申請地は農振農用区域内の農地であります。令和2年12月9日に農業用施設用地として指定用途の変更がなされており、農地法に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するためのものであることから、許可ができるものと判断しました。この事業は国の畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金を受け実施する計画であり、自己負担分の資金については金融機関からの借入金により実施する予定で、金融機関への借入申込希望書が添付されております。以上のことから、資金面においても事業の達成が確実と見込まれ転用は許可相当と判断しました。 番号2番、自己住宅の建築を目的とした転用です。申請人は現在実家に暮らしておりますが、独立するため、申請地を購入し自己住宅を新築しようとするものです。申請地は休耕している畑であり、市道に接し生活の利便が良いことから、適地として選定したものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地で第3種農地と判断しました。第3種農地は原則許可しうるものです。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資予約証明書を確認しております。 番号3番、自己住宅の建築を目的とする転用であります。申請人は現在借家で生活しておりますが、将来に向けて安定した生活のため、申請地を購入し自己住宅を建築するものです。申請地は妻の実家に近く、市道に接し利便が良いことから、適地として選定したものです。申請地は第1種農地であります。既存集落に接続して設置され

	<p>るものであり、第1種農地の不許可の例外である集落接続に該当することから、許可できるものと判断しました。事業費については融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査回答書を確認しております。</p> <p>以上3件につきまして、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>場所は107号線沿いの、現在ある牛舎の隣に和牛繁殖農家の譲渡人が新たに会社を立ち上げ、現在は放牧地として利用しています。その隣に牛舎と堆肥舎を建築するものです。何ら問題ないと確認いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●の山口です。15日に事務局2人、農業委員2人、推進委員3人で現地確認しました。現地はこのとおり都市計画法上の用途地域内の農地ということで、宅地にしても構わないのではないかなど。現在草地にしておりましたが、宅地としていいのではないかと思いました。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>3月15日に事務局2名、農業委員2名、推進委員3名で現地確認いたしました。場所としては、●●●の下方の入り口あたりでございました。水道、住宅もありますし、特別問題はないと思います。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第97号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第97号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第7】 日程第7、議案第98号、「農地等を取得する場合の下限面積（別段の面積）の設定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>25ページです。議案第98号、農地の権利取得に必要な下限面積（別段の面積）の設定についてであります。農地法第3条第2項第5号の規定に基づき、別段の面積及び設定する区域を下記のとおりとすることについて、承認を求めるものです。</p> <p>別段の面積については10アール、設定区域については遠野市全域ということで引き続き設定したいと考えております。農地法第3条第2項第5号で農地を新たに取得する場合につきましては下限面積、北海道は2ヘクタール以上、北海道を除く都府県では50アール以上所有、耕作していることが農地法第3条第2項で定められていますが、遠野市につきましては平成22年1月22日にこの別段の面積を10アールとし、遠野市全域に設定いたしまして、これまでやってきました。これにつきましては、毎年、農業委員会総会で設定面積について確認するよう定められているところであります。今年度につきましても新規参入者、新規就農者の農地取得を促進する、農地の有効利</p>

	用を図る上で、別段面積を引き続き 10 アールということで定めることについて承認を求めます。ご審議よろしくお願ひいたします。
議 長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
14 番 委 員	今、係長から説明がございましたけれども、岩手県にもこの 10 アール以下の下限の市町村があるとなっておりますが、その辺の説明をお願いします。
農 地 係 長	岩手県内におきましては 50 アールとしているところが 5 市町村、30 アールから 10 アールとして定めているところが 18 市町村、10 アールとしながらも空き家と付随した農地を購入する場合につき認められて 1 アールとしているところが 5 市町村あります。説明は以上です。
14 番 委 員	その説明の中で、当市の農地の取得に関して移住者と言いますか、大きな面積は知らない、家と土地が欲しいということで、5 市町村あるということで、この間の運営委員会の中でそういう話はしなかったのですか。
農 地 係 長	3 月 23 日の運営委員会におきまして、その件につきましては触れております。この別段面積を下げること、空き家に付随した部分で 1 アールに設定することにつきましては、遠野市の空き家施策、移住・定住施策の中で検討する事項でありまして、農業委員会としてはそれについて許可する立場でありまして、農業委員会からの働きかけ、検討というのはしないということで協議いたしました。
議 長	14 番、奥寺委員、よろしいですか。
14 番 委 員	はい。
議 長	その他、質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 98 号については原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 98 号は原案のとおり「可」と決しました。10 分間休憩します。 (休憩)
議 長	会議を再開いたします。
議 長	【日程第 8】 日程第 8、議案第 99 号、「令和 3 年度遠野市農業委員会事業計画（案）について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事 務 局 長	26 ページです。議案第 99 号、令和 3 年度遠野市農業委員会事業計画（案）について説明いたします。令和 3 年度遠野市農業委員会事業計画等を別紙（案）のとおりとすることについて、承認を求めます。別紙の事業計画案について説明をいたします。これにつきましては、冒頭、説明がありましたとおり、農政専門委員会が 3 月 19 日に開催されておりまして、その中で本内容を協議したところでありまして、読みながら説明させていただきます。

I、方針

1、基本方針

当市農業委員会は、令和3年3月2日から新たに農業委員、農地利用最適化推進委員が選任され、改正農業委員会法施行後、2期目の新体制となった。

今年度は、昨年度、市内11地区で作成された「地域農業マスタープラン（人・農地プラン）」の実現に向け、実践活動を重点的に取り組んでいく。

改正農業委員会法で必須事務となった「農地等の利用の最適化（①担い手への農地の利用集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進）の推進」を農業委員、農地利用最適化推進委員が連携・協力し取り組んでいく。

その中で、担い手への農地の利用集積・集約化については、本市農業の主要な課題であることから、農業委員、農地利用最適化推進委員が一体となり、市及び岩手県農業公社（農地中間管理機構）と連携し、市の農地利用集積率65%（2年後目標（令和5年3月））の達成に向けて取り組む。

また、遊休農地の発生防止・解消に向けての啓発と指導強化に努めるとともに、新規担い手、新規就農者の掘り起しを進める。

さらに、新たな「食料・農業・農村基本計画」で地域政策として位置づけられた中小・家族経営などの多様な経営体による地域の下支えを相談活動等により促す。

新型コロナウイルス感染症防止対策に留意しながら農業委員会活動に取り組む中で、農業・農村の課題を幅広く取り上げ、農業・農村の活力につながる施策の充実を、岩手県農業委員会大会及び県選出国会議員を通じて県や国に求めていく。特に認定農業者や集落営農組織等担い手との意見交換の実施により、農業現場の課題等の意見を整理し、市農業の持続的発展に向けた取り組みに活かしていく。

2、主要課題

(1) 農業委員会は、次代の農業者が希望を持って農業ができるように、「農地利用最適化推進活動方針」に基づき、「農地等の利用の最適化の推進」に積極的に取り組む。

(2) 農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に示す具体的な目標と推進方法に基づき農地等の利用の最適化に向けた取り組みを積極的に推進していく。

(3) 農業委員会と市担当部局、県、花巻農業協同組合、岩手県農業共済組合、遠野市土地改良区等関係機関・団体の連携を深め、農地中間管理機構制度の周知や利用の働きかけ、法人や認定農業者等との意見交換を通じ、農地中間管理事業による担い手への農地の利用集積・集約化を促進する。

(4) 遊休農地解消のため「農地の利用状況調査（農地パトロール）」を実施し、遊休農地を出さない・出させない運動に取り組む。

また、遊休農地解消方策のPR活動として菜の花、えごま等の取り組みを検討していく。

(5) 農地制度を適正かつ円滑に執行するためには、農地制度を理解して現場活動を行う必要があることから、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員は、研鑽の機会を活かし能力の向上に努める。

ア、担当地区内を中心とした農家訪問等の日常活動の強化

イ、総会後を活用した研修会等の開催

ウ、農業委員、農地利用最適化推進委員活動報告書の毎月提出

エ、上閉伊地方農業委員会連絡会等広域連携の推進

II、所掌事務執行計画

1、会議の開催

(1) 総会

農業委員会の所掌事務執行計画の決定及び農地法に基づく許可並びに農業振興に係る事項についての決定等を行う。

農地利用最適化推進業務についての検討協議を行う。

(2) 運営委員会

総会に提出する議案の審議、重要事項の協議及び専門委員会相互間の連絡調整を行う。

(3) 全員協議会

総会、農地専門委員会及び農政専門委員会で行う審議、協議事項以外で農業委員会が推進する事項の協議、意見交換、研究発表等のため必要に応じて開催する。

(4) 農地専門委員会

農地法及びその他の法令に基づき、その権限に属した事項について審議するため必要に応じて開催する。

現地調査を実施し、優良農地を確保するための委員会活動を推進する。

(5) 農政専門委員会

農業生産、農業経営改善等、農業振興の推進に関し専門委員会の所掌に属した事項について審議するとともに、農政課題等について意見交換を行う。

家族経営協定締結の普及拡大等による農業経営改善の促進を図る。
農地等の利用の最適化の推進に関する施策について、提出する意見の取りまとめを農地利用最適化推進委員と連携して行う。

(6) 地域推進班会議

地域毎に農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携して農地等の利用の最適化の推進に係る現場活動を行えるように、地域推進班会議を定期的に開催する。

(7) 農地利用最適化推進検討会

総会開催日などの機会に、農業委員と農地利用最適化推進委員が全員集まり、情報交換、研修、協議等を行い、情報共有や融和を深め、委員の相互理解と農業委員会活動の充実・向上につなげる。

(8) 農地利用最適化推進委員の総会、専門委員会への参画

農地利用最適化推進委員は、総会や各専門委員会に必要な都度参画し、さらに農地利用最適化推進専門委員会を必要の都度開催し、意見を述べ、活動を深める。

(9) 関係行政機関及び団体との連携

市の補助機関である農業再生協議会等の活動に積極的に参画しながら、事業推進に当たっては農業者等の代表としての自覚をもって臨む。また、上閉伊地方農業委員会連絡会、県内都市農業委員会会長会、農業団体等と連絡協調を図り、諸施策を推進する。

2、研修会

総会後を活用して、農地法業務、農政等に係る研修機会を設け、相互の研鑽と情報交換を図る。

委員の先進事例調査研究のため、専門委員会等により県内の農業委員会及び生産現場等の視察研修のほか、3年に1度の県外研修を実施し、見聞を広め、農業委員会活動に活かす。

また、関係機関が主催する研修会、講習会へ積極的に参加するとともに、当面する農業課題等について自主的研修に努める。

3、実態調査等

農地を守り活かすため、違反転用及び耕作放棄について、日常の監視活動により状況等を把握し適正な指導を行う。また、A判定農地の所有者には「農地の利用意向調査」を実施し、B判定農地の所有者へは耕作再開の意思がないことなどを確認したうえで非農地判断を行う。

4、広報活動

「遠野市農業委員会だより（遠野盆地）」を年2回（9月、3月）発行し、各地区農業委員が紹介する農業や農家に関する情報を掲載する等内容の充実を図る。

また、全国農業新聞普及活動の一環として、地元記事の寄稿、掲載に努める。

5、主な事務・事業

(1) 農地調整事務

農地法及びその他の関係法令に基づく農地等の権利設定、移動及び農地転用等利用関係の調整、並びに他の土地利用計画との調整を図るため、毎月総会を開催する。

また、優良農地を守り活かすため、違反転用の防止、耕作放棄地の解消に向けての啓発と指導強化に努める。

具体策として、「農地パトロール月間」を設定し、パトロールの実施や農業委員会だより等による無断転用の是正指導及び耕作放棄地の発生防止等農地法の周知を図る。

(2) 農地等利用関係紛争処理事業

農地法に係る農地等の利用関係をめぐる紛争について、当事者から和解仲介の申し立てがあったときは、適正かつ円満な解決を図る。

(3) 農地中間管理事業

公益社団法人岩手県農業公社と連携し、農地中間管理事業の推進を図るため、農地の売買、貸し借りの掘り起こしに協力し、担い手等への農地の利用集積・集約化の推進に取り組む。

(4) 農地流動化推進事業

農地に係る流動化の情報を集約、整理し、育成すべき農業経営体に農地の利用集積が望ましい方向で行われるよう、権利移動のあっせんや嘱託登記の支援等を行うとともに、農用地について利用権設定等を推進し、農業経営の規模拡大と農用地の有効利用に努める。

(5) 農業体質改善推進事業

ア、農業者の代表機関として農業振興と農業経営の合理化に関する事務のほか、農政問題を処理するため、農政専門委員会の開催など次のことを行う。

(ア) 農地等の利用の最適化の推進に関する施策について、提出する意見の原案作成

(イ) 関係機関・団体、遠野市認定農業者協議会と連携のもと農政懇談会の開催

(ウ) 遠野市農林水産振興大会への支援

イ、家族経営協定の普及拡大を図り、農業後継者の確保及び女性農業者の経営参画の推進に努める。

(6) 農地基本台帳整備事務

農地基本台帳管理システムの活用により、農地、農家に関する基礎的な情報を的確に把握して、農地の権利移動、農業者年金業務、担い手の育成・確保等を図るため農業委員、農地利用最適化推進委員が随時の調査に努める。

(7) 農業者年金事務

農業者の老後生活改善に資するため、広く制度の周知等を行い、活発な加入推進活動に努める。

(8) 農業委員会相談活動

農業者の高齢化が進む中、農地の権利問題、農業者年金受給等、農業者の多様なニーズに対応するため、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して農地等に係る個別相談及び訪問相談を行う。

(9) 賃借料情報の提供

農地の賃貸借契約の目安として、地域の実勢を踏まえた賃借料情報の提供を行う。

(10) 地域農業マスタープランの実践

令和2年度に市内11地区で作成された「地域農業マスタープラン（人・農地プラン）」の実現に向け、農業委員、農地利用最適化推進委員は、農地の貸借や売買に係る所有者と借り手、買い手との調整から成立までのマッチングの実践活動を行う。

さらに、地域をいかに維持し、次の世代に継承していくかという視点で、認定農業者等の担い手に加えて、中小規模農家や農業を副業的に営むなどの多様な経営体（地域を支える農業経営体）の連携・協働の取り組みに、相談活動等により可能な範囲で関わりを持っていく。

(11) その他の事業

農業労賃標準額を定め、農作業賃金、農作業料金の適正化を図るとともに、農業経営の安定化に努める。

Ⅲ、運営業務の推進方策

1、委員研修

農業委員、農地利用最適化推進委員のニーズの高まりのある研修について、次により計画する。

(1) 専門研修

ア、農地法等土地利用関係法令及びその運用等について

イ、農業者年金基金法、農業経営基盤強化促進法等農業振興関係法令及びその運用等について

(2) 関係機関・団体主催研修会

<p>議 長</p> <p>事 務 局 長</p> <p>事 務 局 次 長</p>	<p>岩手県農業委員会大会及び各種大会研修会に参加する。</p> <p>(3) 講師招請による研修会 当面する農業事情等について実施する。</p> <p>(4) 家族経営協定推進アドバイザー研修 家族経営協定推進アドバイザー会議を随時開催する。</p> <p>2、全国農業新聞の普及拡大 「農業委員1人1部拡大」を目標に、8月及び12月を普及重点月間として、購読拡大に取り組む。</p> <p>3、農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書 農業委員、農地利用最適化推進委員は、日常の農業委員会活動を記録し、毎月提出する。記録した内容を、地域課題の解決、農業施策等意見のまとめ、委員相互の情報共有に活かし、農業委員会活動の「見える化」につなげる。</p> <p>最後のページ、6ページです。令和3年度遠野市農業委員会予算書を記載しております。予算額は52,653,000円です。昨年と比べまして3,880,000円減となっております。主に減っている部分は人件費関係となっております。</p> <p>説明につきまして以上のとおりです。よろしくお願いたします。</p> <p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>すみません、もう少し説明いたします。</p> <p>あと、別紙で二つ。 一つは、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価というものです。この様式は全国の農業委員会が同じ様式で作成して6月に向けて更新していくものです。先ほど説明があったような事業計画とか農地利用最適化の内容を数値で表して評価、点検する内容です。</p> <p>1ページ目は令和2年3月31日現在の状況ですので、令和2年3月31日を頭にして令和2年度の活動の書類ができております。1番目に農業委員会の状況ということで農業の概要から農業委員会の現在の体制の数値が入っております。遠野市の耕地面積は、作付面積統計という国の統計で、7,070ヘクタールとなりまして、集積率がいくらかというのこれが分母になります。遊休農地が田4.5ヘクタール、畑2.7ヘクタールで合計7.2ヘクタール。これがA判定の農地になります。農地台帳面積は農家台帳システムの集計地になりますけれども、合計が6,862ヘクタール。先ほどの7,070と一致するものではないという状況です。それから農家数、農業者数が農業センサスから。新しくセンサスが行われておりますけれども数値がとりまとまっていないので、前回と同じ数値になっております。認定農業者数が315人、これは農林課からの数字になっております。農業委員さんの定数が19人、推進委員さんが26人となっております。</p> <p>めくっていただきますと、ここからが農地利用最適化の項目です。ここが担い手への農地の利用集積・集約化ということで、令和3年3月末現在ということで、集積面積が2,848ヘクタール、管内の農地面積は3年3月ということで先ほどの7,070から1年経って7,060となりました。これを分母にして集積率が40.3パーセント。集積面積の内容は農地法3条での集約とか基盤法もありますし、中間管理も、あと特定作業受委託も取りまとめたものとなっております。遠野市の集積率が40.3パーセントとなっております。令和2年度の目標及び実績ということで、65パーセントを目指して取り組んだということで、2年度の数値として入れたものが4,065でした。集積実績の2,848を入れまして達成率を出しますと70.1パーセントとなっております。目標達成に向けた活動として3つ目の項目にまとめました。あと、目標及び活動に対する評価として、集積率65パーセントを目指しているということさらには25パーセントが必要ですが、中山間が多いという状況では厳しいということも記載しております。それから、活動に対する評価としましては、令和2年度においては地域農業マスタープラン（人・農地プラン）実質化のための話し合い活動に取り組み、委員がコーディネーター役をつとめましたし、市や関係機関・団体と連携した取り組みによりプランの実質化</p>
--	--

を図ることができたので、次のステップである農家意向調査の結果を生かしたプランの実践活動が可能となった、と記載しております。

次のページが新規参入の部分になります。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ということで、1番目に、平成29年度、30年度、令和元年に7、2、3と参入した数値を入れております。令和2年度は、実績は新規が0となっております。目標の達成に向けた活動ということで、それぞれ3番、4番に記載しております。昨年までと同じ内容となっております。

それから4番目、遊休農地に関する措置に関する評価ということで、農地パトロール関係です。現状は遊休農地面積の13.0を管内の農地面積7,073で割りまして0.18パーセントという割合になります。そして令和2年度の解消目標ですが、これは再生協の方で遊休農地を3ヘクタール解消するという目標の下で、実績が4.8ヘクタールで、達成状況が160パーセントとなっております。次の項目では農地パトロール関係を記載しております。活動に携わった委員さん45人、A判定となって調査を実施したのが38筆。それに対する評価ということで、解消目標は遠野市農業再生協議会における目標値である、解消は市の再生事業の実績値であるが農業委員会でも農地パトロール調査後の対策検討、協議、話し合いでの調整役を務め、市と連携した取り組みにより耕作放棄地及び不作付地の再生を大きく図ることができた、と記載しております。

次のページが違反転用への適正な対応ということで、違反転用面積は0となっております。

次の6ページですが、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ということで、1番に、3条に基づく許可事務です。1年間の処理件数が117件で、その117件を許可しております。2番目に農地転用に関する事務で、1年間に34件です。3番に農地所有適格法人からの報告への対応ということで、管内に報告が必要な農地所有適格法人が14法人ありまして、事業年度が終わった後に報告しなければならないことになっておりますが、12法人から報告書の提出があつて、督促をしたところが1法人、まだ提出いただいておりますので督促を継続して行いたいと思います。もう1法人は解散された法人で、法人自体は解散して清算状態になっておりますが個人所有農地になっておりまして、引き続きお願いしております。4番目に情報の提供等ということで、貸借借情報の調査・提供として176件を調査対象として、公表時期が令和3年3月ということで、農業委員会だより、市のホームページに掲載されております。農地の権利移動等の状況把握ということで権利移動調査があるのですけれども、それが1,044件、令和3年3月が取りまとめ時期、これは国、県に報告となっております。それから農地台帳の整備ということで、農地台帳上の面積は6,838ヘクタール、毎月農地法等の申請があるときは更新しております。

次のページですけれども、農業者等からの意見とかは取りまとめておりませんでしたので、ここは記載しておりません。総会等の議事録はホームページで公表しております。活動計画の点検・評価もホームページに公表しております。

以上が点検・評価の内容となっております。

同じような内容ですけれども、令和3年度の活動計画ということで、様式第1号の書類になります。こちらは令和3年3月31日現在を起点にしてこれから令和3年度の情報に記載していくということで、現内容を記載したものです。耕地面積は7,060ヘクタール。遊休農地はA判定で13ヘクタール。農地台帳の面積は6,838ヘクタールです。また、農業委員会の改選がありまして、任期満了は令和6年3月1日となります。

めくっていただきまして、担い手への農地の利用集積・集約化です。こちらは現在の集積率40.3パーセントということで、何回か出てきますけれども令和5年3月に65パーセントを目標としておりまして、3,719ヘクタールが目標ということで、かなり難しい目標値となっておりますけれども、集積率を1パーセントでも多く向上できるように取り組むものとするに記載しております。活動計画としましては、令和3年度は地域農業マスタープランの実践活動に取り組み、農家意向調査で把握した農地の貸し借りや売買の意向確認により出し手と受け手の相談に乗り、調整（マッチング）によって集積率の向上に努める、と記載しております。

それから、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ということで、新規参入の状況です。昨年度は新規参入0で、1年間に13経営体参入を目標としているというこ

	<p>とがありましてそれを目指しております。具体的な活動は農林課と連携した活動となり、マッチング、相談対応等の支援を行うと記載しております。</p> <p>次の、遊休農地に関する措置ということで、令和3年3月現在で遊休農地が13ヘクタールありまして、割合が0.18パーセント。令和3年度の目標は、再生協で3ヘクタールを目標とするということを確認しました。あと、農地利用状況調査について記載しております。</p> <p>それから、違反転用への適正な対応ということで、現在は0、それを農業委員会だよりやケーブルテレビの活用で呼びかけを引き続きしていくということで、記載しております。</p> <p>計画については以上です。</p>
議 長	<p>それでは、事業計画（案）、令和2年度の点検・評価、それから令和3年度の活動計画について、質疑ございませんか。</p>
10 番 委 員	<p>3ページ、(8)に農地利用最適化推進委員の総会、専門委員会への参画とありますけれども、総会へは推進委員も参加しているわけですが、専門委員会へは過去3年間参加したことはないわけですが、あと後ろの方に農地利用最適化推進専門委員会というのがあります。過去、開催されたことはあるのでしょうか。それから委員長、副委員長、監事とか役職を決めるはずですが、これはいつ決めるのか、その辺の説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>農地利用最適化推進委員の総会、専門委員会への参画についてですが、このように総会では現地確認調査結果を報告していただいております。専門委員会には過去3年間は参加ありませんでした。意見を述べることもできる委員さん方ですので、専門委員会にも必要の都度参加できるという形で記載しております。農地利用最適化専門委員会ですが、過去3年間ではこれは一度もやってないです。この意味は、改正農業委員会法で農業委員会を運営する中で農地利用最適化推進委員方の会議が必要ではないかということで、農地利用最適化推進専門委員会というのを位置付けたようです。農地利用最適化推進委員の中で委員長、副委員長、監事2人は決めてやりました。これについては農業委員、農地利用最適化推進委員との意見調整、まとめ役等の役割ということでその4人の方を決めたものであります。これからのことについては、過去3年間では意見集約して出すということはできなかったわけですが、やはり農業委員会として意見を提出することはできるわけですので、農地利用最適化推進委員が意見集約して話し合う場として推進委員だけの会議も開かれる可能性があるということで、このような記載としました。委員長、副委員長、監事を選ぶことについては、いつ選ぶかは今のところ決まってないです。運営委員会でも話をしたのですが、4月以降になると思います。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>
10 番 委 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>その他。</p>
14 番 委 員	<p>今、次長の方から大切な話を聞かせていただいたわけですが、新しく農業委員になられた方が5名いますので、その都度具体的な説明でもって動いてもらうということでもよろしいでしょうか。</p>
事 務 局 長	<p>今説明した事業計画とか内容とか、その都度説明していくことは必要です。私も3年前に来たときは何が何だかわかりませんでした。逐一説明しながらやっていくことになります。</p>
14 番 委 員	<p>当然、新任研修とかは予定されているのでしょうか。</p>

事務局 長	研修会は3月17日に県主催で開催しております。遠野市から17人、事務局含めて17人参加しております。具体的にわからないことについては各地区で教え合うことも必要なと思っております。事務局でもわかる範囲でお答えしますが、日々の現場活動は事務局ではやっていないので、活動の中身とかの部分については各地区で色々あると思っておりますので、教え合う、わからないところは聞くという形でやることが必要だと思います。
議 長	よろしいですか。
14番 委員	はい。
議 長	その他、質疑ございませんか。
4番 委員	点検・評価の報告の中で7ページの農地所有適格法人、農業委員会で総会をとおして農地を所有した法人だと聞きますが、この14法人の名前を教えてください。できるかどうかわかりませんが知りたい方もありますし。あと、解散した法人、法人代表者の病気による報告書提出の遅れが1法人、最低でもこの2法人名を教えてください。
事務局 長	休憩をお願いします。
議 長	暫時休憩します。 (休憩)
議 長	会議を再開します。 その他ございますか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	なければ進行したいと思います。検討会もございまして。質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第99号については原案のとおり「可」とすることに異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第99号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第9】 日程第9、地区担当割の変更について、事務局に説明をいたさせます。
事務局 長	27ページです。地区担当割の変更についてです。3月1日の全員協議会の中で鈴木委員から発言があった件ですが、確認いたしました。新地区につきまして、参考資料として遠野市農地利用最適化推進委員定数の考え方という1枚物の資料をお渡ししていましたが、これの中の(1)です。担当地区を定めた根拠は地域農業マスタープランのエリアを11地区とした、というものです。11地区の中で松崎地区ですけれども、遠野の12区と13区、集落でいうと早瀬ですけれども、これについては地域農業マスタープランでは松崎地区に入っています。あとは面積ですが、面積についてちょっと気になったものですから裏面に面積があります。松崎地区の中に早瀬も含まれているということで前の農業委員会事務局長にも確認しております。よって、今回の地区担当割でも遠野地区から松崎地区に変更するという内容であります。27ページ下の方に変更前が載っておりまして上段に変更後が載っております。変更後の松崎地区の黒枠

	<p>のところに、遠野 12 区と 13 区は 9 番の委員さんのところに入るというものです。遠野地区と松崎地区の農業委員さん、推進委員さんについてはこの案件は了承済みです。説明は以上です。</p>
議 長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
10 番 委 員	鈴木です。変更後から再変更をお願いします。河内さんは遠野 1 区、2 区、3 区、4 区、14 区、15 区と訂正をしてください。私が遠野 5 区、6 区、7 区、8 区、9 区、10 区、11 区と変更をお願いします。
議 長	これに関しては河内委員。
17 番 委 員	おまかせしておりますので。
事 務 局 長	変更内容は了承しました。あとはこれでよろしいでしょうか。
議 長	はい。鈴木委員、これでよろしいでしょうか。
10 番 委 員	はい。
議 長	その他質疑ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。地区担当割の変更については、事務局提案のとおり変更することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認め、地区担当割は提案のとおり変更することに決しました。
	【その他】
議 長	それでは、その他に入ります。その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	事務局からありませんか。
事 務 局 長	上乗せ報酬についてです。農地利用最適化交付金の上乗せ報酬を皆さんにお示ししております。詳しい内容は検討会の方でご説明いたします。
議 長	はい。その他は。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
	【閉会】
議 長	それでは、以上をもちまして第 147 回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦勞様でした。
	午後 3 時 35 分閉会

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

遠 野 市 農 業 委 員 番 _____

同 番 _____

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____